

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起と翌日が休日には、その日は休む)

規則

規則

廣域連合の長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年八月三十一日

鳥取県知事 片山 善博

鳥取県規則第六十一号

廣域連合の長に対する事務の委任に関する規則(平成十一年三月鳥取県規則第一号)の

一部を次のように改正する。
別表第四号の次に次の一号を加える。

五 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第四十六条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定
- (二) 第四十六条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定
- (三) 第七十五条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理
- (四) 第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者に対する報告等の命令及び検査の取消し
- (五) 第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定
- (六) 第七十八条の規定による公示
- (七) 第八十二条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名稱等の変更及び事業の廃止等の届出の受理

- 1 知事は、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定等の事務を、南部箕輪屋広域連合の長に委任することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

(八) 第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する報告等の命令及び検査

(九) 第八十四条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し

(十) 第八十五条の規定による公示

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前になされている申請等に係る指定等の処分その他の行為については、この規則による改正後の広域連合の長に対する事務の委任に関する規則（以下「新委任規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に知事がした指定等の処分その他の行為は、施行日以後、新委任規則に基づき権限を委任される広域連合の長のした指定等の処分その他の行為とみなす。前項の規定により知事がする指定等の処分その他の行為についても、同様とする。

告 示

鳥取県告示第五百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町の区域を変更し、並びに字の区域を変更し、及び廃止し、当該区域をもつて別図二のとおり町の区域を新設する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更、字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設は、平成十一年十一月一日からその効力を生ずる。

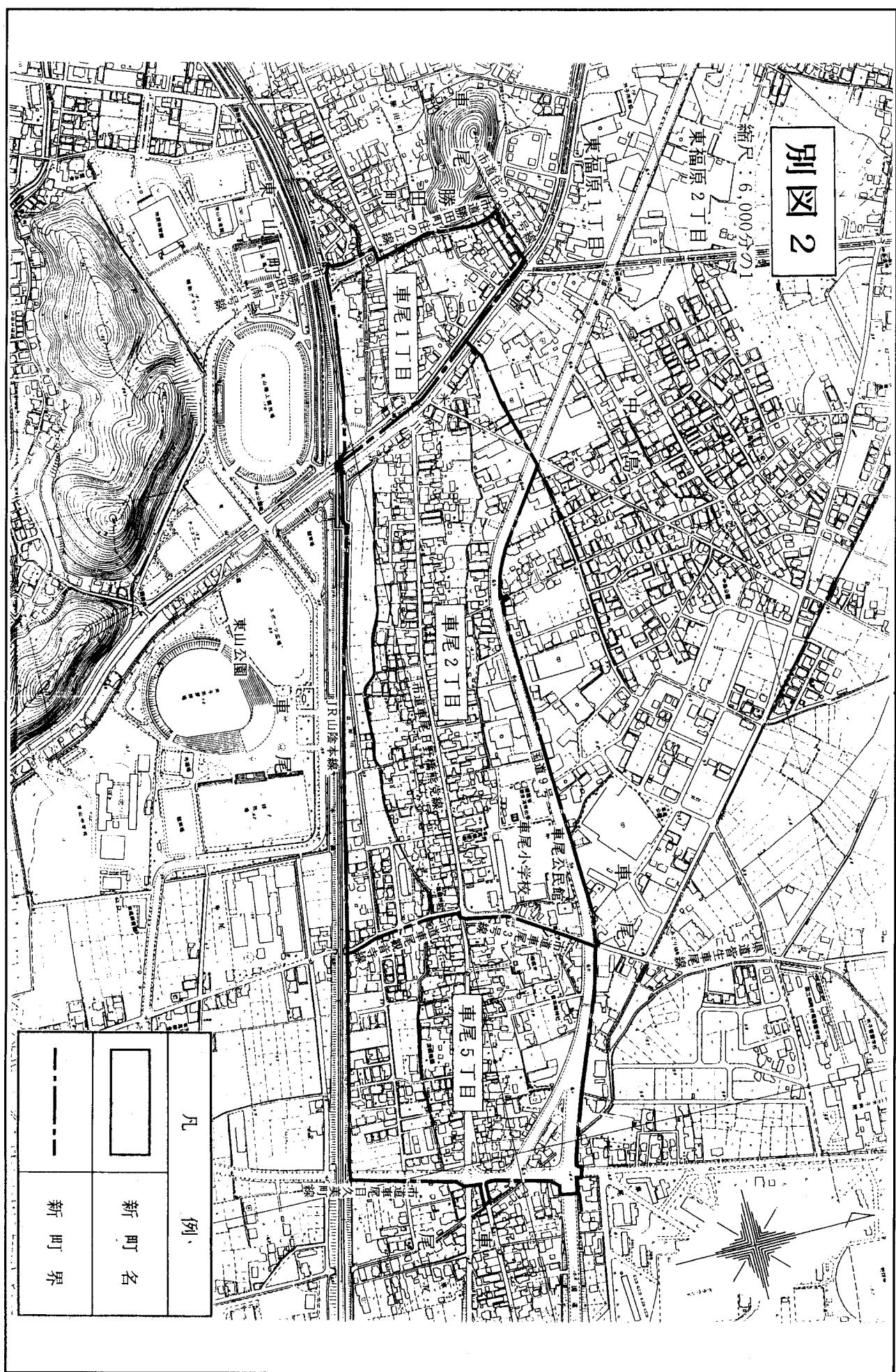
平成十一年八月三十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

別図1

縮尺：6,000分の1





車尾五丁目	新たに画する町の名稱
車尾一丁目	勝田町三四四の一の西筆界及び北筆界、勝田町と車尾字古道の境界線、勝田町一〇六の四の南筆界、市道勝田町住の江線の西側線、市道住の江二号線の北側線、車尾字古道と東福原一丁目の境界線、車尾字古道と中島字米川大境の境界線、車尾字古道と中島字長光寺の境界線、斐伊川水系米川の中心線、車尾字壱町田七四九の一、七五一の四の各北筆界、車尾字池ノ上七八七の一七、七八三の二三、七八二の一の各北筆界、勝田町と東山町の境界線
車尾二丁目	斐伊川水系米川の中心線、車尾字長光寺と中島字長光寺の境界線、車尾字長光寺と中島字壱本松の境界線、車尾字三番割西と中島字壱本松の境界線、国道九号の北側線、車尾字西屋敷下端八六〇の二の西筆界、北筆界及び東筆界、国道九号の北側線、車尾字砂ノ下一二三の四の西筆界及び東筆界、車尾字砂ノ下一二三〇の二の北筆界及び東筆界、車尾字砂ノ下一二三九の二の東筆界、車尾字砂ノ下一二二六の二の北筆界及び東筆界、市道車尾三号線の東側線、車尾字荒神前四八四の北筆界、市道車尾觀音寺線の東側線、車尾字荒神前四九〇の七、四九〇の四の各北筆界、車尾字津久田五四四の二、五四六の六の各北筆界、車尾字折返五八九の二四の東筆界、車尾字折返五八九の二五の東筆界及び北筆界、車尾字折返五八九の一、五八九の二六の各北筆界、車尾字河原毛田六六七の二、六六六の二、六六五の二、六六四の二の各南筆界、車尾字砂際七〇七の一の北筆界、車尾字砂際七一七の一、七一七の一〇、七〇五の一四の各南筆界、車尾字砂際七〇五の二二の南筆界及び西筆界、車尾字砂際七〇五の九の北筆界、車尾字砂際七〇五の二三の北筆界及び西筆界、車尾字砂際七〇五の五の西筆界、車尾字砂際西七四一の一の北筆界、車尾字壱町田七四二の一の北筆界、車尾字壱町田七四二の一四の東筆界、北筆界及び西筆界、車尾字壱町田七四二の八の北筆界
車尾二丁目	勝田町三四四の一の西筆界及び北筆界、勝田町と車尾字古道の境界線、勝田町一〇六の四の南筆界、市道勝田町住の江線の西側線、市道住の江二号線の北側線、車尾字古道と東福原一丁目の境界線、車尾字古道と中島字米川大境の境界線、車尾字古道と中島字長光寺の境界線、斐伊川水系米川の中心線、車尾字壱町田七四九の一、七五一の四の各北筆界、車尾字池ノ上七八七の一七、七八三の二三、七八二の一の各北筆界、勝田町と東山町の境界線

鳥取県告示第五百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、平成十一年十一月一日からその効力を生ずる。

平成十一年八月三十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

車尾五丁目	市道車尾觀音寺線の東側線、車尾字荒神前四八四の北筆界、市道車尾三号線の東側線、車尾字砂ノ下一二三六の二の東筆界及び北筆界、車尾字砂ノ下一二三九の二の東筆界、車尾字前河原一三九六の六の東筆界、車尾字前河原一三九七の二の北筆界及び東筆界、車尾字前河原一四一の八の北筆界及び東筆界、車尾字前河原一四一の五の北筆界、一四一一の二三の各東筆界、車尾字前河原一四一一の七、一四一一の六、一四一の九、一四一一の二、一四一二の一の各西筆界、車尾字倉敷東一三五三の北筆界及び西筆界、車尾字倉敷東一三五三の六の各西筆界、車尾字前田走り上二五七の五の東筆界及び南筆界、車尾字前田走り上二五八の二、二五八の六の各東筆界、市道車尾目久美町線の東側線、車尾字前田一九七の三、二九七の四、二九八の一、二九九の一、三〇一の一、三〇一の九、三〇二の一、三〇二の一、三〇二の二〇の各南筆界、車尾字外記田四六七の二二の北筆界、車尾字荒神前四九〇の六、四九〇の七の各北筆界
-------	--

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成十一年十月二十六日現在の地番による。）
勝 田 町	勝田町の全域
車 尾 字 古 道	車尾字古道八〇八の一八、八〇八の一九 車尾字古道のうち八〇八の一八、八〇八の一九以外の区域

鳥取県告示第五百六十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月三十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
潮歯科医院	西伯郡会見町天万九〇七一四	平成十一年七月二十一日
百村歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二九九	平成十一年八月十五日
熊谷歯科医院	鳥取市南吉方一丁目六一	平成十一年八月十六日
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎四丁目九一一七	平成十一年八月二十一日
木下産婦人科医院	米子市角盤町一丁目九四	平成十一年八月二十四日
法橋薬局	米子市明治町一〇一	平成十一年八月十五日
吉田一陽堂若桜橋薬局	鳥取市戎町四一三一	平成十一年八月十八日
有限会社五臓円薬局	鳥取市二階町二丁目一〇七	〃
有限会社加藤薬局	鳥取市弥生町一〇一	〃

鳥取県告示第五百六十一号

鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業明治地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年八月三十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年九月一日から一十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出る。

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要	
(1) 工事名	鳥取県立福祉人材研修センター新築工事（機械設備）
(2) 工事場所	鳥取市伏野
(3) 工事内容	<p>ア 本件工事は、別途発注予定の建築工事、電気設備工事、昇降機設備工事及び植栽工事と協調を図り実施する必要がある。</p> <p>イ 機械設備の概要</p>
<p>給水設備 上水 (受水槽 F R P 製 24m^3 加圧式)</p> <p>給湯設備 雜用水 (井水)</p> <p>排水設備 汚水・雑排水分流方式</p> <p>消防設備 局所式 (湯沸室)</p> <p>ガス設備 都市ガス ($50\text{m}^3/\text{m}$)</p> <p>空調設備 中央式 (直だき吸収式冷温水発生機 (ガスだき) 230R T (U S) × 1基)</p> <p>個別式 (個別空冷パッケージエアコン)</p> <p>床暖房設備 著熱式床暖房 (電気式)</p> <p>換気設備 第1種換気 (機械室)、第3種換気 (便所等)</p> <p>自動制御設備 中央監視盤 (電子式)</p> <p>中央監視設備 電力、動力、電灯、昇降機、空調及び衛生</p> <p>(5) 工期 平成11年10月から平成13年6月30日まで</p> <p>(6) 予定価格 380,846,550円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>2 技術資料等の提出ができる者</p> <p>技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p>	
<p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。</p> <p>ウ 各構成員の出資比率は、40%以上とする。</p> <p>エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員共通の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 平成10年7月鳥取県告示第492号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを行有すること。</p> <p>ウ 平成11年8月31日(火)から同年9月10日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていること。</p> <p>エ 平成11年4月1日(木)からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。</p> <p>オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (管工事) の許可を受けていること。</p> <p>イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成9年10月31日) を受けていること。</p>	

平成11年8月31日 火曜日

鳥取県公印

- 月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における管工事の総合評点(P点)が840点以上であること。
- ウ 平成2年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が500m²以上の建物の管工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- エ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。
- (ア) 平成2年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。
- (イ) 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証者の交付を受けている者であること。
- (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格
- ア 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する管工事施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者を主任技術者として本件工事に専任に配置できること。
- 3 技術資料等の作成及び提出
- (1) 技術資料作成要領の交付
- 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。
- ア 交付期間及び時間
- 平成11年8月31日(火)から同年9月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
- 鳥取市東町一丁目220
鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
- (2) 技術資料等の提出
- 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。
- ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。
イ 提出方法
持参すること。

(3) 技術資料等の審査
提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

稚報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109

号。以下「法」という。) 第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとすると者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成11年9月14日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成11年8月31日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中達篤

○法第9条第3項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚道正
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンター・ジュンテンドー西倉吉店
倉吉市生田350
- 3 現在の休業日数
年12日
- 4 削減後の休業日数
年4日
- 5 休業日数を削減する年月日
平成12年1月1日